

## 四日市市クリーンセンター運営モニタリングサポート業務委託仕様書

### 1 委託業務名称

四日市市クリーンセンター運営モニタリングサポート業務委託

### 2 業務の目的

四日市市クリーンセンターは、民間事業者のノウハウを活用して高い事業効果を達成するため、施設の設計から建設、20年間の運転・運営までを一括に発注する包括的業務委託事業を導入している。

そこで、運営事業者による運営・維持管理業務の実施状況が、四日市市新総合ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書及び運営・維持管理業務委託契約書等に定める要件を満たして適正かつ円滑に実施されているか、また、本事業を安定して継続できる体制であるか等を確認することを目的に、技術、財務、法務といった視点からモニタリングサポートを行う。

### 3 対象地域

四日市市垂坂町 地内

### 4 対象施設及び施設内容

対象施設：四日市市クリーンセンター

施設内容：ガス化溶融炉（シャフト式）369 t/日（発電設備 9,000kW）

破碎処理施設 32 t/5 時間

### 5 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

### 6 委託料の支払方法

完了払

### 7 管理技術者等

受託者は、本業務における管理技術者と照査技術者を定め、本市に届け出るものとし、受託者の社員であることの確認できる書類（健康保険証等）の写しを提出すること。

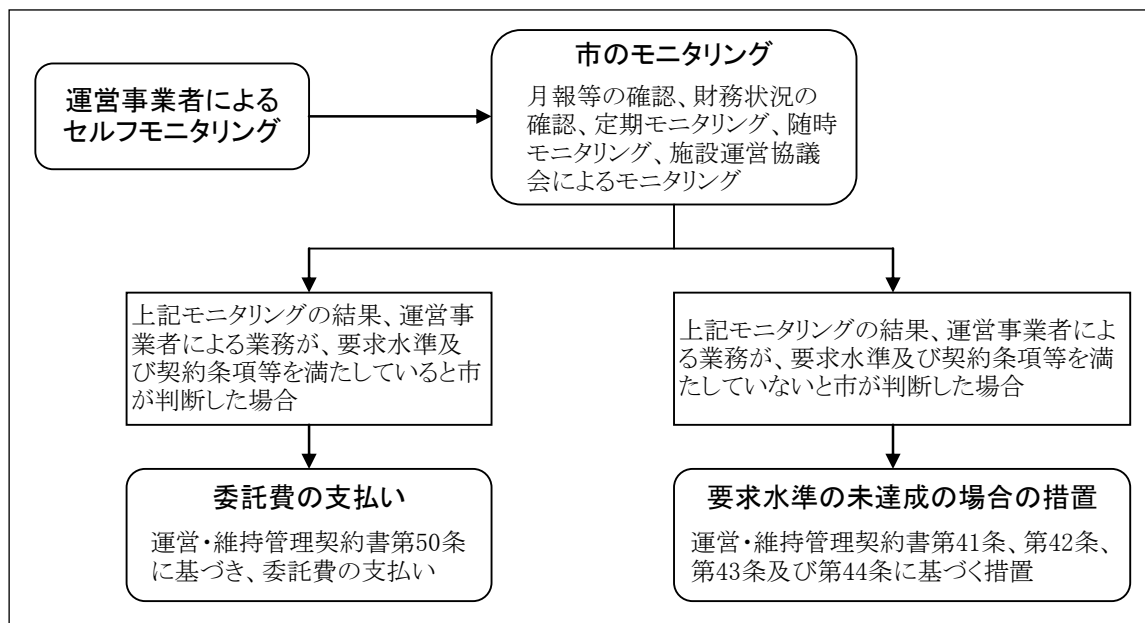
管理技術者及び照査技術者は、技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）の規定に基づく衛生工学部門（廃棄物管理、廃棄物処理、廃棄物管理計画のいずれか）又は総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物管理）の資格を有した技術者を配置すること。

なお、管理技術者と照査技術者は、兼任できないものとする。

## 8 業務の内容

### 8-1 モニタリングサポートの流れ

本業務における運営モニタリングサポートの流れは、下図に示すとおりである。



### 8-2 モニタリングサポート業務

- ・ 専門的知見に基づいた各種計画書、実績表等の確認（8-4に示す内容について）
- ・ 課題・トラブル等が発生した際の改善策の提案
- ・ 周辺環境への負荷低減やコスト削減につながる要素の抽出と提案
- ・ SPC に対する指導
- ・ 施設運営協議会への出席
- ・ ペナルティとなる事項の調査、見解作成

### 8-3 モニタリングの方法

#### (1) 運営・維持管理モニタリング

運営事業者から毎月提出される月間業務報告書から運転管理状況、維持管理状況、環境管理状況、資源物管理状況等について確認し、市が要求するサービス水準を運営事業者が満たしているかどうかを確認する。

また、運営事業者から事業開始当初に提出されている各種計画書通りに業務が行われているかについても、必要に応じて現場確認（「施設運営協議会によるモニタリング」と兼ねて実施）を行うことで確認する。

受託者は、毎月、モニタリング結果について市に報告する（電子メールの添付ファイル等による）。

#### (2) 財政状況モニタリング

運営事業者が各事業年度において作成する当該事業年度の財務書類及び監査報告書を整理し、財務状況の健全性等について確認する。

#### (3) 施設運営協議会

市は、運営事業者と、年に4回の施設運営協議会を開催する。開催の日程については、随時連絡を行うものとする。

受託者は、施設運営協議会に毎回2名出席し、適正に事業が実施されていることを確認する。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため、国等による移動自粛要請の対象とされた場合は、その時期については本協議会を開催しないものとする。

※これに伴い、開催回数が年4回に満たない場合については、契約金額について双方で協議するものとする。

#### (4) 事業改善等に関する支援

施設の運転・維持管理が円滑に行われるよう設備等のハード面や運営・維持管理業務委託契約等のソフト面に対して、市又は運営事業者より各種の事業改善提案があった場合には、提出された提案等の検討、審査及び必要により資料の作成を行う。

施設の運転停止を伴う要求水準の未達成が発生した場合は、対策や改善策について協力や助言を行うとともに、必要に応じて現場調査を行い確認する。

### 8-4 モニタリングにおける具体的な内容

- (ア) ごみ処理状況の確認
- (イ) ごみ質（測定結果）の確認
- (ウ) 各種用役の確認
- (エ) 副生成物の発生量の確認
- (オ) 溶融スラグの利活用状況の確認
- (カ) 売電実績の確認
- (キ) 点検、補修、更新状況の確認
- (ク) 安全体制、緊急連絡等の体制の確認
- (ケ) 安全教育、避難訓練等の実施状況の確認

- (コ) 事故記録と予防保全の周知状況の確認
- (サ) 緊急対応マニュアルの評価及び実施状況の確認
- (シ) 初期故障、各設備不具合事項への対応状況の確認
- (ス) 公害防止基準等の基本性能への適合性の確認
- (セ) 環境モニタリング
- (ソ) 運転状況、薬品等使用状況の確認
- (タ) プラント施設の稼働状況の確認
- (チ) 建築物及び建築設備（機械設備、電気設備）の稼働状況、維持管理状況の確認
- (ツ) 外構設備の保守状況、維持管理状況の確認
- (テ) 財務状況の確認
- (ト) 事業者提案に係る確認
- (ナ) その他、モニタリングに必要な事項

#### 8-5 業務遂行における留意事項

本業務を遂行するにあたり、以下の事項に留意すること。

##### (1) 制度変更等への対応

再生可能エネルギーに係る制度などは、今後も見直しが予想される事項であり、これらの制度変更に対する本事業の委託料に関する協議が必要と考えられる。変更協議が必要な場合に備え、常に最新の情報収集に努めること。

##### (2) ペナルティ事項となるものの審査

要求水準では、未達成時のペナルティ事項を複数設定しているため、年度末ごとの協議が必要と考えられる。したがって、運営事業者に詳細な資料を提出させ、市が適切な判断を行うことができるよう十分精査し、市に報告すること。

##### (3) ごみ量、ごみ質に関する事項

平成 28 年度に市のごみ分別区分が変更されたため、特に変更後のごみ量、ごみ質の推移に注意し、ごみ量、ごみ質に係る事項の確認及びそれらの変更の必要性を審査し、市に報告すること。

##### (4) 大規模な事故、緊急トラブル等が発生した際の取扱い

大規模な事故、緊急トラブル、本仕様書 8-3(4)等、市と運営事業者との間で協議・調整が必要となる事象等が発生した場合、受託者は市の要請に従い解決に向けた対応に協力する。なお、予め提出している内訳書の合計工数を超える調査、検討、打合せ出席、書類審査等が必要と見込まれる場合には、事前に市及び受託者で協議を行い、取り扱いを定めるものとする。

#### 9 打合せ・協議会

市と受託者の打合せや施設運営協議会への開催は、概ね以下の要領で実施し、計 5 回とする。ただし、状況に応じて回数は増減する。

- ① 施設運営協議会（年 4 回）

②市と受託者の打合せ（年1回）

10 成果品

- (1) 四日市市クリーンセンター運営モニタリングサポート業務報告書 A4版 3部
- (2) 電子データ入りCDR（マイクロソフトワード・エクセル及びPDFファイル） 1枚

11 業務遂行の条件

(1) 関連法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び関係通知等で示された当該業務に関する事項を遵守し、業務内容に不備のないようにしなければならない。

(2) 連携の確保

業務着手時に受託体制及びその経歴書、及び作業スケジュール表を提出すること。

市と受託者の打合せや施設運営協議会の都度、議事録を作成し提出すること。

業務完了時は、完了届、納品書を提出し、受託者に帰すべきデータ、資料を返却すること。

(3) 検査

業務進行について市が検査を行う際は、積極的に応じるものとする。

(4) 疑義

仕様及び契約書に規定のない事項について疑義が生じた場合は、双方協議し決定する。

(5) 資料

「四日市市新総合ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書」、「四日市市新総合ごみ処理施設運営・維持管理業務委託契約書」等を参照する。

## 【 注意事項 】

### (1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報を含む。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

### (2) 暴力団等不当介入に関する事項

#### 1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

#### 2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

### (3) 障害者差別解消に関する事項

#### 1. 対応要領に沿った対応

- (1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- (2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

#### 2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。